広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和八年十一月二十六日

広島県知事　横　田　美　香

一　会議の名称

広島県行政不服審査会（第二部会・令和八年度第七回）

二　開催日時

令和八年十一月十七日　午後三時から午後四時四十五分まで

三　開催場所

広島県庁本館一階公益法人会議室

四　出席した委員

田中委員、井上委員、保志委員

五　議事の概要

1　令和七年度諮問第十号事案について、答申に向けた審議を行い、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十九条及び広島県行政不服審査会運営要領（平成二十八年六月二日施行。以下「運営要領」という。）の規定により、答申を行うことを決議した。

2　前項の答申について、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第十一条の規定により、運営要領の規定による審査庁に対する答申書の交付を、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）において処理することを決議した。

3　第一項の答申について、条例第十一条の規定により、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条の規定による審査請求人に対する答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を、審査会事務局において処理することを決議した。

4　令和七年度諮問第七号事案について、審査会事務局が事案説明を行った。

5　前項の事案について、審議を行った。